

平成 29 年第 4 回玉城町議会定例会会議録 (第 3 号)

1. 招集年月日 平成 29 年 6 月 8 日 (木)
2. 招集の場所 玉城町議会本会議場
3. 開 議 平成 29 年 6 月 12 日 (月) (午前 9 時 00 分)
4. 出席議員 (13 名)
 

1 番 中村 長男	2 番 山口 和宏	3 番 竹内 正毅
4 番 中西 友子	5 番 前川さおり	6 番 小林 豊
7 番 井上 容子	8 番 北川 雅紀	9 番 北 守
10 番 坪井 信義	11 番 中瀬 信之	12 番 風口 尚
13 番 奥川 直人		
5. 欠席議員 なし
6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
 

町 長 辻村 修一	副町長 小林 一雄	教育長 田間 宏紀
会計管理者 藤川 健	総務課長 中村 元紀	税務住民課長 北岡 明
生活福祉課長 西野 公啓	産業振興課長 中世古憲司	建設課長 東 博明
教育事務局長 中西 元	上下水道課長 中西 豊	病院老健事務局長 田村 優
監査委員 中村 功		
7. 職務のため出席した者の職・氏名
 

議会事務局長 田畑 良和	同書記 宮本 尚美	同書記 上村 文彦
--------------	-----------	-----------
8. 議事日程
  - 第 1. 会議録署名議員の指名
  - 第 2. 町政一般に関する質問

質問者	質問内容
小林 豊 P2 - P10	(1) 旧田丸城三ノ丸奥書院の活用について (2) 電柱地中化(無電柱化)について (3) 主要幹線道路の整備について
前川さおり P10 - P17	(1) 玉城町正規職員の採用について
風口 尚 P17 - P27	(1) ALT(外国語指導助手)の指導体制と今後の英語教育について (2) 小中学校教諭の学校内勤務時間について (3) 子どもの体力向上について

- 第 3. 議案第 36 号 玉城町空家等対策の推進に関する条例の制定について (質疑)
- 第 4. 議案第 37 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (質疑)
- 第 5. 議案第 38 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算 (第 1 号) (質疑)
- 第 6. 議案第 39 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑)
- 第 7. 議案第 40 号 平成 29 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑)
- 第 8. 議案第 41 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑)

◎開会の宣告

(9時00分開議)

○議長(中瀬 信之) ただ今の出席議員数は13名で定足数に達しております。

これから、平成29年第4回玉城町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

5番 前川さおり君

6番 小林 豊君

の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

はじめに、6番 小林豊君の質問を許します。

6番 小林豊君。

[6番 小林豊議員が登壇]

《6番 小林 豊 議員》

○6番(小林 豊) おはようございます。ただ今、議長の許可を得て、一般質問の機会を与えていただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の質問内容は、旧田丸城三ノ丸奥書院の活用について、電線地中化、無電柱化について、主要幹線道路の整備について、3点でございます。よろしく申し上げます。

それでは、順次、質問させていただきます。

旧金森邸、別邸玄甲舎茶室が町に寄贈され、町指定の有形文化財として、現在、改修工事が行われています。町広報にも玄甲舎の記事等が掲載されるとともに、去る5月26日に締結された、皇學館大学と玉城町との包括連携に関する協定書の中にも、玄甲舎の利活用に関する検討が盛り込まれ、何かと脚光を浴びていますが、同様に町指定の有形文化財である、旧田丸城三の丸書院が置き去りにされている感があります。

まったく活用されてないとは申しませんが、現に皇學館大学との協定を交わしたのも、奥書院であったことも承知しています。玄甲舎と同様に奥書院についても、多方面の活用を検討すべきかと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 6番 小林豊君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 小林議員から田丸城三の丸奥書院の活用についてのご質問をいただきました。

ご承知のように、城郭内、龍平記念館の隣にございますけれども、この三の丸奥書院、三の丸御殿であったということでもありますけれども、ちょうど今年で340年、丸っと経ちますけれども、1677年、宝永5年に、久野家三代久野丹波守宗俊の造営によるものと、こういうことございまして、ご承知のように明治維新の際に、田丸のお城は全て取り壊されたと、こういうことございまして、そして、その時にそれぞれ近郊隣在の農家の方へも移ったりということがございましたけれども、この建物につきましては、明和町の竹川

の農家に移築されまして、26年前ほどになります、平成3年に町のほうへ譲り受けをいたしまして、そして、現在の場所に復元をしたということでございます。

そして、町の文化財ということで指定をし、現在に至っておるという状況でございます。今後の活用の手法、また教育委員会が所管でありますから、答弁もいたさせますけれども、ご承知いただいておりますように、4月6日に、田丸のお城は続日本百名城に選定をされたこと、あるいはご質問にもございましたように、皆さん方の大変なご理解をいただいて、玄甲舎がいよいよ着工に入ったということでございますので、この奥書院につきましても、より工夫をして活用をしていかなければならんと考えておる次第でございます。あと以下、教育委員会のほうからも、今後の活用についての考え方を、お答えを申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 奥書院の活用でございますが、実績といたしまして、擬革紙の会に、議員仰せのとおりいろんな形で活用させていただいております。歴史講座なり、短歌の会、そしてまた、今お話のありましたように、皇學館大学の協定式の調印場所、また三重大学につきましても、同じような形でさせていただいております。

そして、村山記念館のほうで行います特別展に合わせて、お茶のおもてなし、そして、いろんな方々が旅行というんですかね、田丸城のほうへお越しいただく時の、その時に申し出をいただきましたら、見学会の実施をさせていただいたりとか、先日もお茶のほうの表千家の方々が、ご使用をいただいておりますところがございますし、また、歴史の研究会、いろんな形での賓客のおもてなしの会場として、実績を積んできたところがございます。

今、お話のように、やはりこの田丸城下というんですか、広い意味での城下ということで、いろんな玄甲舎の復元も含めまして、また、小林政太郎の孔子廟と、そしてまた、七曲がり跡等とも含めて、この城下のほうを歴史のゾーンと、メイン的な部分という形をとらえまして、連携を図りながら、歴史文化の薫り漂う町としての事業展開、また利活用を玄甲舎に併せて考えていきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 小林豊君。

○6番（小林 豊） 前向きな答弁をいただきました。しかしながら、奥書院のレイアウトを見てみますと、正面に倉庫というか、ガレージのような建物があつて、非常に景観を損ねているように見受けられます。

また、建物の中も、空調設備が整っていないように聞きます。文化財ということで、空調設備を整えるのかどうかということもありますが、空調設備がないと利用時期が限られてくるとも思われます。周辺の整備、あと空調設備等の改修計画のお考えはお持ちでないか、この点について聞かせていただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） ご承知のように、空調についても、今、設備がありません。

そして、あそこの奥書院を移築する時のいろんな議会でのお話し合いも承知をしておったわけではありますが、本来は奥書院三の丸というのは、中学校のグラウンドなり、あるいは校舎の建っておるところが、奥書院御殿でございましたけれども、今の現状からあそこへ移したという、現在の経過になっておりますけれども、ご承知のように、もう少し周辺の奥書院に相応しいような環境を整えていくということも、大事だと思っております。

のと、そしてもう1つは、やはり空調設備というのは、必要であると思っていますので、これも整備をするようにさせていただきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 小林豊君。

○6番（小林 豊） そうすると、あの倉庫というか、ガレージというか、あれも撤去して、ほかへ移すということを考えているということで、よろしいでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） できればそうしたいと思っています。そうすると、ご承知のように、狭い感じ、ある程度、せつかく百名城に選定をいただきましたもんですから、お城に相応しいような空間というものも、私は要るのと違うのかなと思っています。

しかし、そのガレージのところといいますか、倉庫のところに、いろんなものも各所管のところの設備関係、備品関係を置いておりますものですから、それをどこへ移しかえるなり、不便にならないような部分も考えていかないかと。すっきりすると非常に後々が、例えば以前、先ほど答弁で申し上げましたように、廃城の時に書院の周辺にある、ちょっと化粧がなされた門扉が寄付をいただいて、そのままになっておったりしますもんですから、そういうものも奥書院周辺に再整備をするという構想は持たせていただいておりますもんですから、これをちょっと全体的な整備計画を立てやないかんのかなと、そんなふうに思っています。

○議長（中瀬 信之） 小林豊君。

○6番（小林 豊） 是非とも早い時期に、改修計画等を、周辺整備を含めまして、お願いしたいと思います。歴史と文化にあふれた城下町をアピールする上においても、玄甲舎だけでなく、奥書院も同様に、歴史的文化財として活用することを熱望します。

余談になりますが、ネットの検索サイトで、奥書院画像を検索すると、旧田丸城三の丸奥書院の外観、内部の画像が上位に掲載されています。一節には、閲覧回数が多いと、上位検索されると言われております。この点も十分お聞きいただき、取り計らいいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問の電線地中化、無電柱化に移ります。

私たちが生活するために、必要不可欠なもの、いわゆるライフラインの1つに、電気・電力があります。その電気を事業所、一般家庭に送電するのに、電線が張りめぐらされて、電線と電線を結ぶのに、電柱が随所に見受けられます。通信に関わるものも同様に張りめぐらされています。そのような中、国において、平成28年12月16日付けで、無電柱化の推進に関する法律が施行されました。

目的として、第1条に、この法律は災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定、その他必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を、総合的計画かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするとあります。

続きまして、第4条に、地方公共団体の責務として、地方公共団体は無電柱化の推進に関し、国と適正な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域に応じた施策を総合的、計画的、かつ迅速に策定し及び実施する責務を有する。もって8条に、市町村は無電柱化推進計画を基本とし、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての

計画を定めるよう努めなければならないとあります。

現時点では、この計画というのは、計画策定というのは、努力義務かと思われませんが、景観の向上、安全な快適な歩行空間の確保、防災力の強化の観点から、電線地中化、無電柱化に取り組むお考え、計画を策定する意向はないかを、お尋ねいたします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 電柱の無電線化、または電線の地中化についてのお尋ねということで、具体的に無電柱化推進に関する法律に、例を挙げていただきましてのご質問でございます。

田丸城を取り巻く城下町の町並みにつきましては、以前より町の町並みの整備が行われておりまして、町並み保存を中心とした景観まちづくりを進めることを、第5次玉城町総合計画の後期基本計画にも掲げているところでございます。

しかしながら、現状といたしまして、家屋の建て替えなどが進み、以前の面影はなくなってきておりますのはご承知のとおりで、また狭い道路での電柱が、交通に支障をきたしておったり、また景観からも交通の安全からも、また防災の面からも課題であるとは認識をしておるところでございます。

無電柱化の方法でございますけど、二通りございまして、無電線化といいまして、これは内宮のおほらい町の例がそうございまして、電柱を裏の通りに設置をするというような方法、これにはそういう電柱が建てられる公道が必要でありますのと、あともう1つは、外宮のあれによく見られますのが、電線を地中に埋めるという方法、これが公道内に共同溝といいまして、電気・通信関係の各事業所の電線を1つにまとめる方法でございます。

これにつきましては、電力のほうなんですけど、変圧器、トランスが今は上空にあるわけですけど、これを電線は地中には入るんですけども、トランス等は地上に出てくるという格好で、外宮あたりでは歩道を中心に、こういう共同溝というものが設置されてございます。

流れといたしましては、道路管理者が地方ブロック無電柱化推進協議会に要請をいたしまして、これを受けて各事業所が決定、告示、また整備計画、資金計画、工事と進んでいくこととなります。これは要請するのが、道路管理者ということになっておりまして、県道であれば県、町道であれば町ということとなります。

したがいまして、先ほど無電柱化の推進に関する法律では、町の努力義務という中で、推進計画を作成するように努めてものということになっておりますので、今現在まだそういうことを、今回はじめてのご質問ということで、考えたことございませんでしたけど、他の市町や事例などを研究しながら考えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 小林豊君。

○6番（小林 豊） そんな中、これ8日の金曜日の伊勢新聞なんですけど、無電柱化、国の支援をということで、292市区町村が要望されたということで、そういう会があるんですね。県内からは伊勢市が参加しておったようなんですが、それは先ほど言われた外宮、内宮の関係かなと思うんですけど、基本的には財政支援を国に求めていくということで、今の法律というか、あれでいきますと、国の財政支援はほとんどないんですよ。

そこら辺は考えていかないかんとは思いますが、そのような中、こういう無電柱化を推進する市区町村長の会というのがある中で、こういったものも将来的には、加入していくような考えはあるでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 先ほど議員おっしゃられました、首長の会という、そういうお話があれば、参加しながら、いろんなお話や事例等を聞かせていただいて、参考にできればと思います。以上です。

○議長（中瀬 信之） 小林豊君。

○6番（小林 豊） 下水道とは違うと思うのですが、下水道も町内ほとんど整備されてきましたが、こんなに早く整備されるとは、自分らも思ってなかったですね。もう本当に四半世紀前、25年ぐらい前やったら、まだ夢のような話と違うかなというのが現実やったかと思うのですが、まあ国の支援もありながら、町内においては整備されました。

この無電柱化というのも同じようなことになってくるんじゃないかなと想像するんですよ。ですから、より早く計画とか、そういうものも立てながら、迅速に対応することが必要かなと思います。コスト的にも地中化は電柱の10倍と言われてます。費用負担において、先ほど言われたように、道路管理者の負担がかなりのウェートを占めるのも事実であり、電力、通信事業者との協議も必要になってくると思いますが、やっぱり近い将来、実施していかなければならない施策の1つと考えます。財源措置を含めて、国県の動向も見据えた上で、早期計画に着手していただくことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問になります。工事着工から何年も経過していますが、未だに開通完成の見込みのない町内主要幹線道路である都市計画道路、中楽・朝久田線について、まずお伺いしたいと思います。

定例会初日において、提案説明では土木費において、委託料として中楽・朝久田線用地買収投棄委託料が計上されていますが、この場でこのことについての質問は避けませんが、まず佐田地内の農用地、下田辺地内の山林の用地買収について、これまでの経緯と経過、今後の見通しについて、まず最初に聞かせていただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 中楽朝久田線にかかります未買収地2筆についての進捗の状況のお尋ねかということでございますが、共有地がございます。そちらについては、昨年度、相続関係の調査の費用をお認めいただいて、調査が完了したところでございます。調査結果ですけど、200名を超える相続権者がある中で、今回の補正予算でその相続登記を進める予算を計上させていただいたということです。

もう1筆につきましては、個人がお持ちのところでございますし、以前から折衝を進めておるところでございます。何回か、昨年度、今年度にかけてまして、面会もした中で調整を進めておるといった状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 小林豊君。

○6番（小林 豊） そうすると、まだ折衝中で、完成・開通の見込みは、未だ立っていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 見込みにつきましては、こちら相手様のあることでございますので、見込みについては、今のところついてございません。以上です。

○議長（中瀬 信之） 小林豊君。

○6番（小林 豊） 確かに相手さんもあることで、なかなか難しいというのは、理解する

ところなんですけど、こちらの誠意というか、お願いのしようによって、また相手様も変わってくるのではないか思うところがあります。特に1名の方というのは、どのような経緯があったかわかりませんが、いろいろ聞きますけど、一体どれぐらい去年1年に例えまして、どれぐらいお邪魔して、お願いに上がったのか、回数がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 交渉の回数、昨年度ですけど、6回ほどお邪魔をいたしまして、その内、おみえになったのが1回ということと、それと今年度、29年度になって、1回行って、1回面談をさせていただいた状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 小林豊君。

○6番（小林 豊） お邪魔したのは6回やけど、去年に関しては1回しかお会いしてない。その姿勢というか、考え方なんですけども、やはり何とかしてここをという考えがあれば、もっと月1回なりお伺いするような方策というか、時間をとっていくようなことが大切じゃないかなと思うんですけど。町長、用地買収について、去年の実績については、こんなとこやというんですけど、このようなことで道路というか、その用地買収が、まかり通っていくのかと思うんですけど、なんかお考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） いろんな所有者の方のお考えやご事情があると思いますけども、それにしろ、やはり町として、特に議員もご承知のように、ずっとそれこそやがて52年ぐらい前からの玉城町全体の計画の中で、鳥羽松阪線から進めてきた事業でありますし、何としてもサニーまでは開通させやないかんという考え方を、私自身持っておりますし、日常の今のお話のところでは、非常に通行に支障があるということになっておりますもんですから、これはこちらからもっとも回数を重ねて、そして、お願いをしていく。一部いろんなご事情で、お父さんが亡くなられたり、いろんなこともおありであるわけでありましてけれども、ご息子さん、ご兄弟おみえでございますので、何とか働きかけをもっと積極的にしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（中瀬 信之） 小林豊君。

○6番（小林 豊） 是非ともよろしくお願いしたいと思います。

次に、同じ中楽・朝久田線なんですけど、県道鳥羽松阪線に接する交差点の右折ポケットの設置について、お伺いしたいと思います。このことについては、対面する旧小俣町、現在伊勢市の道路幅員の確保ができないため設置することができないという説明を受けた記憶がありますが、そのほかにも右折ポケットが設置できない要因があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 中楽朝久田線の鳥羽松の交差点の右折レーンのお尋ねということでございます。これにつきましては、交差点、交通規制の関係、小俣方面から直につながるところの中心線のズレというんですか、今あちらのほう狭くなっておって、玉城側から行くと広いというような状況で、交差点協議といえますのか、交差点を広げることになりますと、また、用地的な問題も出てきますし、その辺の交差点の協議の中で、ちょっと頓挫というのか、中座しておる状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 小林豊君。

○6番(小林 豊) そうすると言われるように、交差点、向こうの幅員が狭い、交差点協議が必要という話なんですけど、普通、これは伊勢市と折衝するというのが、第一義かなと思うんですけど、これまでそういうことで、伊勢市さんと折衝されたことがあるのかなのか、この点について、お伺いしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 建設課長 東博明君。

○建設課長(東 博明) まだ伊勢市さんとは、協議のほうはさせていただいておりません。

○議長(中瀬 信之) 小林豊君。

○6番(小林 豊) ご存知のとおり、この交差点は朝夕のラッシュ時には、大変混雑します、渋滞します。伊勢市側へ右折するのに、世もすれば3回ぐらい信号を待たないかん時があるんですよ。また、もう1つ上といますか、久保地内を通る町道、これが鳥羽松に接続すると、コンビニエンスストアの東側の町道なんですけど、ここも結構抜け道として利用されて、朝夕は通行量が多いんですが、この交差点についても、電柱が立っているような、移設不可能な電柱という話なんですけど、立っている関係で、幅員がないもので、対向するのがようやくなんですけど、ちょっと大きい車がくれば、どちらかというか、待っている側が下がってせんと、対向ができやんようになっておるんですよ。

この2箇所の交差点改良は、必要不可欠かなと思うんですが、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 建設課長 東博明君。

○建設課長(東 博明) 先ほどの路線につきましては、1本、西側の交差点のところでございます。その隣、道路に平行して水路がありまして、それは改良区の管理所有なんですけど、そちらのほう、こちらへ譲渡という話も出ておりますし、地元からは加工の要望も出ておりますので、その辺で何とか改良できないかなと考えております。以上です。

○議長(中瀬 信之) 小林豊君。

○6番(小林 豊) それを進めていただきたいと思うんですけど、肝心の中楽朝久田線については、今後も伊勢市さんと折衝していくようなお考えはまったくないんでしょうか。

○議長(中瀬 信之) 建設課長 東博明君。

○建設課長(東 博明) 交差点の県道ということになりますんで、県も含めた中で、伊勢市さんとの協議はさせていただければと思います。以上です。

○議長(中瀬 信之) 小林豊君。

○6番(小林 豊) 毎日通勤に使う方なんかは、すごく不便を感じているんで、是非とも実現に向けて、ご努力いただきたいと思います。

次に、これに関わる歩道整備について、お伺いします。今から十数年前、確か県単事業で、この路線の歩道、自転車道が整備されました。誤ってれば訂正いただきたいと思いますが、路線のほぼ両側に歩道、自転車道として完了していますが、先ほどの交差点から町内に入った箇所が、諸事情により整備されずにいます。物理的に無理な箇所は仕方ないと思いますが、数年前から地元の伊勢団地からも要望があったと思うんですが、伊勢団地北側の入口と、大規模小売店舗、スーパー等を結ぶ歩道整備は可能だと考えますが、何故この計画をしないのか、お伺いしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 建設課長 東博明君。

○建設課長(東 博明) ご質問の歩道の件でございますけど、事業的には県のほうが大規模自転車道ということで、整備をしてきた中で、県も事業の進捗の悪い事業につきまして



は、見切っていくというんですか、中止・休止ということ、大胆にやっていくということで、今のところで休止になっておるとい状況でございます。

具体的に大規模店舗との通り、今のところ車道しかございませんので、歩道的なものがございません。先ほどおっしゃられたように、伊勢団地のほうからも要望も出ておりました、何とか歩道部分の確保、拡幅というような要望も出ておりますので、今後、交通形態というのですか、全体の事業、いろいろな事業もやっておりますので、そんなのも順位等も見極めながら、取り組みできれば、まずは地元というんですか、地権者さんの同意というのがありますもんですから、それらとあと、道路の線型、あそこは真っ直ぐなんですけど、どのような用地関係になるんか、その辺らも十分検討しながら考えさせていただきたい、進めていきたいと思ひます。以上です。

○議長(中瀬 信之) 小林豊君。

○6番(小林 豊) 同じように用地買収が必要なんですけど、やっぱり伊勢団地の方も、結構今、高齢の方がみえるんです。歩いてスーパーへ行かれるという方が見えるので、どうかあの部分だけでも、早期に着工いただくようお願いしたいと思ひます。

それでは、最後に、同じく歩道整備、これはちょっと事業名が違うみたいなんですけど、町道田丸世古線について、お伺ひしたいと思ひます。

この路線につきましても、井倉地内から世古地内におけるところが、中途半端なまま、十数年経過してまいりました。一部に用地買収済みの用地もあると聞きます。中断した経緯と今後の取り組みについて、お伺ひしたいと思ひます。

○議長(中瀬 信之) 建設課長 東博明君。

○建設課長(東 博明) 田丸世古線の進捗のお尋ねということでございます。

田丸線につきましては、平成4年に着手をいたしまして、平成15年まで約1,800mの整備がなされたということで、あと鳥羽松阪線まで、約600mを残しておるとい状況でございます。

議員おっしゃるとおり、1筆につきましては、買収が完了しておるといことでございます。道路の形態なんですけども、今現在、中心線がちょっとふったような格好になっております。これにつきましては、西側に歩道をつけて、左右で用地幅がだいたい一緒になるような買収の仕方ということで、ああいう格好になっております。1筆だけのご協力いただいております中で、まだ右左の買収が完了できないと、道路形態が成り立たないと。

それとある程度の路線というんですか、道から道へのアクセスがありますんで、途中で止めるという工事の仕方というの、あまりよろしくないかといことでございまして、止まっている経過といたしましては、地元調整、こちらのほうができないといことでございます。以上です。

○議長(中瀬 信之) 小林豊君。

○6番(小林 豊) 最後、この歩道の完了したんが、平成15年で、もうほとんど15年ぐらい経ってきたんですね。その間、ずっと手つかずですね。1筆は用地買収も済んでおると。これの記憶をたどってみると、ここはいったん中断して、中楽・朝久田線にふるというようなことを言われたような記憶もあるんですけど、中楽・朝久田線についても、先ほどいったように、まだ完成がなさんとい中で、やっぱりこれ建物が建っておるところは、ちょっと難しいかと思ひんですけど、ある程度の整備が必要になってくると思ひんですけど、最後に、そうしたら用地買収といか、用地交渉に行ったのはいつですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 工事のほう 15 年までということで、私も資料のほうしっかり見ておりませんが、15、16 年その辺りで、交渉のほうはそれから行ってないというように思われます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 小林豊君。

○6 番（小林 豊） 近年、この大規模小売店舗、大型スーパーとか飲食店が、道路沿いに進出し、ごく最近では交差点の角地に、この路線の交差点角地にコンビニエンスストアも出店されました。私もこの路線は、明和、松阪方面に出向く際に、よく利用するんですが、歩道を老人車、乳母車みたいなやつですね、・・した高齢者の方や、自転車でいかにも買い物帰りと思われられるような方を、目にするのがよくあります。こういった方々の安全確保のためにも、この路線のことにつきましては、早期完了をお願いしたいと思います。限られた予算の中、地元要望事業にも対応していかなければならないのは、十分承知していますが、思い切って優先順位をつけて、1 路線なら 1 路線を集中して進める。そして完了、完成させる、こういったことも今後視野に入れていただきたいと思います。

いずれにしろ、安全確保、道路が整備されると、生まれる経済効果の観点からも、事業推進に積極的に取り組んでいただくことを切望しまして、私の一般質問を終えたいと思います。終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、6 番 小林豊君の質問は終わりました。

次に、5 番 前川さおり君の質問を許します。

5 番 前川さおり君。

〔5 番 前川 さおり議員登壇〕

#### 《5 番 前川 さおり 議員》

○5 番（前川 さおり） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき、今回は玉城町正規職員の採用について、一般質問させていただきます。

国から多くの権限が自治体に移され、自治体主導での地方行政の充実が要求されている昨今、町職員は地方行政の最前線にあつて、町民の悩みや願いの把握、それらに応じた住民サービスや施策の実行が、これまで以上に求められています。町民からの多種多様なサービスに応えるためにも、正規職員の採用も重要な課題の 1 つと考えますが、その中で質問いたします。

まず 1 点目ですが、玉城町正規職員の受験資格の 1 つに、玉城町に居住または本籍を有する方とありますが、町外居住者の採用について、お考えはないかお聞きいたします。

○議長（中瀬 信之） 5 番 前川さおり君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 前川さおり議員から玉城町の正職員採用について、まずは町外居住者の採用の考えはないかと、こういうお尋ねでございます。

玉城町は何度もお話を聞いていただいておりますが、2017 年三重の姿、三重県の統計データで、少し出典は平成 25 年、26 年という出典でありますけれども、とにかく県が発表しておる最新のデータでありますけれども、それで社会増は三重県一番の町と、こういう報道がなされておるわけでございます。したがって、人口減少が少ないと、今の状況では少ないと、こういうことでございます。

実態は今、中学校の1学年が160人、170人、180人と、こういう形です。将来的にはずっとそれこそ10年も経ちますと、120人前後になるかわかりませんが、優秀な子どもたちが育っておりますと、こんなふうに考えております。子どもたちが高校へ進学をし、大学へ出て、そして社会人として活躍をされておられるというのが、今、玉城町の状況でございますけれども、まずは私の考え方といたしましては、その160名前後、今の段階で玉城で育った、あるいは玉城へ転入なされた人たちが、いろんなご事情があつて、都会へ出られる方もありますけれども、できるだけ玉城町へ残っていただいて、玉城町で生活をしていただく。そういうことが人口減少社会の中でも、一番の歯止めにかかるのではないかなと、こんなふうに思っています。

議員ご心配のことや、他の地域でもそうでありますけれども、もうその町に、そうした子どもさんが、どんどん、どんどんおらないという実態もあるところもあります。そういうところでは、町外からの雇用、町外からの住所要件というものも付け加えられておりますけれども、まずは住所要件といたしましては、玉城町に住所を有する方、こういうことでお願いをしておるわけございまして、まずはとにかく町としての若い人たちが住む町、今の段階では、そういう考え方でいけるし、そして、もう1つは中学校の子どもたちが、職場体験をしていただいております、毎年。

保育所、あるいは企業、あるいは役場、そういうところ、あるいは農業者の方々にも協力をいただいておりますけれども、いろんなアンケートの中でも、できるだけ玉城で働きたい、玉城へ戻ってきたいというお声も聞かせていただいておりますから、そういう考え方で、今の時点では、玉城町に本籍または住所を有する枠での採用を考えさせていただいております。

しかし、専門職の方ということになりますと、例えば保健師の方とか、そういう方ですと、なかなか看護師さん、対象者が少ないということになりますので、そういった方については、町外からも広く募集をかけさせていただいて、応募していただいておりますというのが現状でございます。そういった考え方で、住所権を持ったところで、雇用してまいりたいと思っております。

○議長(中瀬 信之) 前川さおり君。

○5番(前川 さおり) 町長の考えもよく理解はできるんですけども、正直なところ、住んでいる人間では、やはりちょっと気づかないところがあつて、外から見るとわかることも多々あると思います。その上、今後、少子化が進んでいけば、いつかは町外居住者の採用をせねばならない時期というのは来ると思うんですね。

でしたら、玉城町が多方面から注目されておる今、この門扉を開いたらいいのではないかと、私は考えております。もう一度この点も含めてお考えをお聞かせいただけませんか。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 前川議員がおっしゃるように、外から眺めてどうかという考え方は、これはやはり大事なことだと思っております。井の中の蛙はいかんということは、当然のことございまして、しかしそれもありますし、また一方で、自分の生まれ育った町、あるいは住みついた町、そこに対する郷土愛というような、持ってほしいと思っておりますし、毎年、議長も行っていただいて、東京玉城会の県人会、あるいはいろいろなところがあつたりしますと、やはりふるさとを思う気持ちが非常に強くて、町の今の発展ぶりを大

変喜んでいただいたりというお声もありますし、これは玉城町だけではなく、都道府県県人会であったりしていますし、私は議会はじめ皆さんの協力で、何とかしていい子どもさんを育てていくために、子育てや義務教育やいろんところで、これは全体的なことでもありますけれども、地方は地方で大変苦勞して、財源投入をして、概数でありますけれども、お子さん一人あたりで、だいたい保育所で 80 万円前後、町費を注ぎ込んでおるわけでございますけれども、そういう中でできるだけ保育料も抑えながら、各いろんな子育て支援も施策もしながら、そして、今の現状を眺めてみますと、なかなか大学を卒業して、就職がないから、都市部へ行くというふうな、これが流れでございます、そうするとなかなか地域へ戻ってこれないということでもあります。

若い方のご意見も、つい最近聞きましたら、20 歳前後の方で、玉城へ戻ってきて、玉城から住んで働きたいんやというお気持ちの人もあるんだということ、結構なことだと思っています。役場職員ということになりますと、人数的にも限られてはおりますけれども、私の考え方といたしましては、やはりできたら生まれ育ったところ、あるいは住んでおるところで、生涯まで命をかけて、頑張るんだと、これぐらいの気概を持った職員がおってほしいなど、こんなふうに思っています。

○議長（中瀬 信之） 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） わかりました。それでは、質問を変えさせていただきます。

それでは、ここ数年では応募は何名ありましたでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 一般職員ということに限らせていただいて、新しいところいきますと、平成 28 年 4 月 1 日採用でございますけれども、12 名の募集がございました。それで 4 名を採用させていただいた。それから、26 年になりますが、27 年 4 月 1 日採用ですけれども、9 名の応募があって、2 名を採用させていただいた。それから、その前にいきますと、平成 25 年 4 月 1 日採用でございますが、13 名の応募に対して 4 名を採用させていただいたという状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） 私の考えでは、応募が少し少ないように思うんですけども、先ほど町長のお話の中で、中学生の職場体験のお話をいただきましたけれども、職員の採用試験の受験者数を増加するための取り組みとして、もっとリアリティーのある大学生のインターシップとか、そういった実地されたこと、もしくはお考えはございませんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 現在のところインターシップ等については行ってない状況でございます。ただ保育士ですと、職場の体験ということで、各保育所で毎年受け入れをさせていただいておりますし、また東京大学のほうからの受け入れというんですか、ここ数年、何名か玉城町で研修していただいて、戻っていただいておりますというところでございます。

○議長（中瀬 信之） 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） では、私としても、何か職員採用に対して、こういうことをやっただけではいいのではないかという考えが生まれましたら、その辺は随時お伝えさせていただいて、ただそちらとしても、応募数を増やす努力も一緒に考えていただければと思います。

2 点目の正規職員採用においてです。年齢条件撤廃や、年齢制限をあげる自治体が増えてきておりますが、当町でも社会経験枠等で即戦力として活用する、お考えはないか、お

聞きしたのですけれども、現在の年齢制限は何歳になっておりますか、その点を教えてください。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 近いところでの一般職につきましては、18歳から、平成27年度の募集、平成28年4月採用ですけれども、18歳から27歳ということで、高校卒業から大学院卒程度を考えたものでございます。また、保育士につきましては、近い28年度の募集、29年4月1日採用でございますけれども、これにつきましては、20歳から36歳ということで、年齢を上げさせていただいてございます。あと保健師等につきましても、26年度の部分につきましては、上げさせていただいておるといふ、36歳まで上げさせていただいておるといふ状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） 一般の事務職の方は何歳までですか。

○総務課長（中村 元紀） 27です。

○5番（前川 さおり） 27ですね。そうしますと、他の自治体の話をして申し訳ございませんが、県内でも34歳、35歳まで採用しているところもございまして、民間の業務を経験した即戦力となるような人材を確保することも、当然のことながら非正規雇用の方々への正規雇用の機会を与える目的のためにも、検討してはどうかと思うんですけれども、どのようにお考えをお持ちでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 社会人枠の募集ということでお答えいただいてもよろしいかと思うんですけれども、ただ難しゅうございませませんが、人選というんですか、その方をみる、採用する採用しないかの判断という部分に、非常に苦慮しておるところかなと思います。その辺りについて、もう少し研究させていただいて、できるだけそのような方向で、社会人も考慮させていただくということも必要ではないかなと考えておりますので、即戦力として使える方を来ていただくことがいいんじゃないかなと考えています。

また、給与面の処遇についても、同時に見直す必要があるんじゃないかなと、今の玉城町の職員の採用の初任給の格付けというんですか、それでいきますと、今現在、働いていただいている給料より多分下がってしまうという現状があるかと思っておりますので、その辺りについても今後研究させていただいて、検討させていただきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） ご検討いただけるということですので、早急をお願い申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、より専門的知識を持った職員採用について、何点か伺いたします。

元消防職員など、防災に長く携わってこられた人材を、防災専門の嘱託職員として採用している自治体もございます。当町でも、防災意識も年々高まってきており、やはりこういった専門の方の採用も必要ではないかと考えておりますが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） おっしゃいますように、防災の専門職員ということで、昨年あたり2年、3年ぐらい前から、県のOBの方で来ていただいて、町の防災訓練につきました

ても、アドバイスをいただいておりますというところでございます。大変、貴重なご意見いただいたり、的確なご意見いただいておりますということは承知してございます。

また、町のほうといたしましても、防災関係につきましては、昨年度も各集落を回らせていただいて、消防のOBの方なり、県の方が来ていただいて、41集落を回らせていただいたというところでございます。

今後につきましても、当然、防災意識の高揚をしていく必要がございますので、そのような優秀な人材があれば、是非、雇用について検討はさせていただきたいと考えてございます。

○議長（中瀬 信之） 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） このあたりですと南海トラフ大地震への不安が高まる中、やはりより高度な知識を備えた方を求めるのは、ごく普通の考え方と思います。

では、災害への備えや交通安全対策など、インフラ整備の充実を図るためには、土木職の公務員についても、積極的に採用すべきではと考えますが、その点についても、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 私事でございますが、私は採用された時、土木の職員、大学を出ておるんですけども、それ以降、私も土木職としてじゃなくて、一般職ということで採用していただきました。それ以降については、土木職ということで、専門を求めた格好での募集というのは、今のところやっていないという認識でございます。

ただ、近いところに相可の土木を卒業された方とか、いろいろな測量の専門学校を卒業された方とかいうことで、土木の資格に近いようなものをお持ちの、測量士補であるとか、資格をお持ちの方というの、職員に何名がおっております。

ただおっしゃるように、専門性を求められておるというのが、いろんな分野で今出てきておるのかなと、土木だけではなくて、あと福祉の分野でも求められておるということであろうかと思っております。今後については、専門職の採用については、積極的に考えていきたいと考えてございます。

○議長（中瀬 信之） 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） では是非お願いしたいと思います。

それでは、次に、所属しております教育民生委員会でも議題にあがりましてけれども、以前はレセプト点検業務を行う職員がいたということでしたが、現在はどうなっておるかお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただいております、レセプト点検業務にあたる職員に関してでございますけれども、これまでレセプト点検業務といいますのは、被保険者の資格の有無であるとか、また、診察とか検査とか、また投薬などの審査内容を確認をさせていただきます点検業務、これがレセプト点検業務にあたる職員として、雇い入れをしておりました。

これまでその状況を見てみますと、当町の場合に、平成17年に1名の嘱託職員として、採用しております。また、同時にこのシステムも電算化をされてきておまして、平成20年9月には中央会でレセプト管理システムというものが稼働しております。

翌年には、この給付管理業務として、県の国保連合会のほうに、状況を確認しましたら、

12名ほどの職員が集中的に雇われをされまして、点検が始まっているということから、しばらくちょっと期間をおきまして、25年7月からレセプト点検システムという、また新たなシステムも出てまいりました。これによりまして、格段に審査業務が向上したということで、私どもの職員も、平成26年末をもちまして終了させていただいております。

ただ、その業務が電算化をしたということで、目視によります点検よりは、そのニーズ点検がその精度もかなり上がってまいりましたので、現在の業務にも支障をきたすことはないと思っております、現在こういうような職員は、玉城町に置いておりませんので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） レセプト点検は医療費の適正化に向けた施策の中で、確実に成果を上げることのできる重要な事業であると認識をしてはおるんですけども、電算化、システム化するのも大切なことでも、やはり町をあげて健康づくりに取り組んでおられますから、私といたしましては、ここもまた職員確保に非常に必要な業務なのかなと考えております。

調べておりますと、弁護士を嘱託職員として採用している自治体など、どこも工夫はさまざま、玉城町も今後、専門性と同時に住民のニーズに応えられる専門職の正規職員化が必要と思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問になりますが、ここ数年退職者数に対して、採用者数が減少してきているように思ひますが、近年の実際の退職者数と採用者数をお示しください。採用者数は結構です。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 採用者はいらぬんですね、退職者のほうですね、わかりました。

平成24年からいかさせていただきますと、平成24年に7名の退職、25年が10名、26年が9名、27年が10名、28年が14名ということになっています。これは一般職だけではなく、他も含んでおりますので、よろしいですか。保育所、または現業職、あと病院等も含めた格好での人数ということになっております。よろしかったですか。

○議長（中瀬 信之） 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） そうしますと、かなり退職者数に対しての採用者数が少ないように思ひるんですけど、病気や家庭の事情などで、途中で退職されてしまう方は仕方がないと申しますか、予想はつかぬと思ひますけども、停年を迎え退職される人数は、毎年わかつていらっしやると思ひますので、退職者数と同数の採用というのを、ご検討いただきたく思ひます。

定員管理適正計画というのがあったかと思ひますが、その辺との数値の合致といひますか、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 定員適正化計画でございます。これにつきましては、行革の段階で、平成17年辺りにつきましては、減少させる格好での取り組みがされたところがございます。それをもった中で、平成17年と27年と比べますと、人数的には11名の減という格好になってございます。ただ、この適正化計画の中では、目標の数値といたしましては、平成32年で193名ということで、平成17年当時の水準まで職員数を増やしていこ

うという適正化計画を組んではございません。

ただ、これにつきましては、権限委譲等で仕事が増えてきておる現状をみた中で、増員をしていくことができるような計画となつてございますので、あくまで上限ということで、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） そうしますと、かなり合致させるには、実際の退職者数を上回る採用しなければ数が足りていかないということになりますかね。そうしますと、次の質問になりますが、平均残業時間及び残業代についても、お聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 若干、ちょっと先ほどの答弁の補足でございますけども、一応平成 32 年までに 193 名に到達しようと思ひますと、停年退職の者、それから停年退職以外での退職もあろうかと想定の中で、概ね毎年、約 10 名程度の採用をしていかないと、193 名にはならないというところがございます。これにつきましては、一般職だけやなく、保育所とか現業職、医療職等も含めた中での人数ということで、ご理解いただきたいと思ひます。

それから、時間外のほうでございます。28 年度の実績のほうで、お話をさせていただきたいと考えてございます。時間外につきましては、総時間数といたしましては、8,209 時間となつてございます。これにつきましては、人数的には 89 名ということになります。少ない者ですと 3 時間、多い者ですと 420 時間という格好になつてございます。平均いたしますと、92 時間、年間でございますけども、年か 92 時間ということになつてございます。

それから残業代のほう、時間外手当につきましては、トータルで 1,841 万 4,000 円ということになつてございます。1 人あたり平均といたしましては、約 20 万 7,000 円になります。

○議長（中瀬 信之） 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） そうすると簡単に考えますと、全体で 1,800 万円でしたら、正規職員を 2、3 名ぐらい雇用できる数字かと思ひますけども、どうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 単純に考えますと、3 名程度ということになるかと思ひます。

この時間外につきましては、職員がいても、必要な時間外いうのもありますので、その辺りについてはご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） 正規職員採用につきましては、今後、また状況を見ながら質問させていただくと思ひますので、今回は以上にさせていただきます。

最後にですけれども、町長はよく少数精鋭とよくおっしゃられて、実際この少ない人数で総務省の選ぶベスト 8 に選ばれて、結果も出されて、勿論、町民の皆様のご協力もあると思ひますけれども、大変素晴らしいことと思っております。

ですが、ある日、ある方は役場はいつも遅くまで電気ついとるな。もっと増やしたたらなとおっしゃられておまして、昨日の玉城まつりで、その方とお会いさせていただいた時には、玉城町に来て 50 年経つけども、玉城でなかったら、ここまで長生きできてなかったとお話をくださいました。

少数精鋭で頑張っておられるというお気持ちは、町民の皆様にも十分わかってもらって



いるのではないでしょう。これからは、私どもの努めとしては、このように思っただけの方々を増やすサービスを、さらに向上させること。そのためには、やはり正規職員の途切れない採用、専門分野に長けた職員の採用などが必要になってくると思います。その点をお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、5番 前川さおり君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間、休憩します。

(10時09分 休憩)

(10時20分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

最後に、12番 風口尚君の質問を許します。

12番 風口尚君。

[12番 風口 尚 議員登壇]

### 《12番 風口 尚 議員》

○12番（風口 尚） しんがりに控えておりましたんですけども、私で最後でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、3点ほどお尋ねをしたいと思ひます。

まず1点目が、ALT外国語指導助手の指導体制と今後の英語教育について、2点目が小中学校教諭の学校内勤務時間について、3点目が子どもの体力向上についてということであります。

この英語教育につきましては、グローバル化時代に対応するというこゝで、英語力の充実を図るということで、2008年度に小学校5、6年生から始まったようございまして、2011年には小学校5年生から必修になったわけございまして、今ではすっかり英語教育も浸透してきたようございまして。

さらには、こうした流れは低学年年齢化されまして、2020年には小学校3年生から必修、5年生から強化学ということが実施をされます。大変、英語の教育というものに、国もまた大変力を入れているようございましてけれども、私たちの頃は、中学校1年生になって初めて英語の教科書をいただきました。ジャック&ベティという教科書ございまして、今も覚えてはいますけれども、時間が段々と変わりまして、今では保育所のお子さんも、英語の塾に通っている方も、何人か私も知っておるんですけどね。

そういうような時代になってまいりまして、低年齢層ということにもなってきたようございまして。その中でALTというアシスタントランゲージティチャーのなさですけども、この方が最初、私たちの時は1人、私たちという議員になってからですけども、1人だったんですけども、それから、お二人になって、それから、本年度からは3人体制ということになったようございまして。

それぞれ今回の1人は、派遣先が違ふようございましてけれども、このALTさんの皆さんの体制、小学校4、中学校1、どのような体制になっておるのか。そして授業時数とか、ちょっと内容のほうを詳しくご説明願ひたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 12番 風口尚君の質問に対し、答弁を許します。

教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） ただいま議員のほうから、新しく発布されました次期学習指導要領のお話もありましたけども、もう少し内容的に詳細の部分に触れなさせていただきながら、ALTのほうのご説明をさせていただきたいかと思えます。

次期学習指導要領は、今年の3月に、小学校におきましては、今、議員仰せのとおり平成32年から、また中学校におきましては33年から、全面実施がなされるところでございます。この学習指導要領とは、教育課程における基準を示すものでございまして、文部科学省において、概ね10年のサイクルで改訂するものでございます。

今回の大きな改正の中が、今、議員仰せの変わった英語の小学校3年生以上の授業時間数も増えるということでございます。この内容でございますが、現行の学習指導要領では、英語の聞く、話すを中心の外国語活動を5、6年生で、週1コマ単位時間、45分が1つの授業になりますので、実施でございます。これが次期の学習指導要領では、3、4年生から同じく年間35時間の、週に換算すると週1時間ということになるかと思うんですけど、英語と日本語の音声の違いに気づくということのコミュニケーション力の向上を、基礎的な部分を身につけるという内容でございます。

また、5、6年生の英語につきましては、年間70時間、週2単位時間です。週2回ということですが。教科書を使い、3、4年生の読む、聞くの要素もプラス、聞く、話すプラス読む、書くの要素も学び、成績を評価する教科がなされ、小学校段階で600から700程度の単語の意味ができるように指導すると。

また、中学校では互いの気持ちや考えを、英語で伝え合う、対話的な活動を重視し、扱う英語数を現行1,200でございますが、1,600から1,800語程度に増やし、英語の授業自体を今の高校生と同じように、原則、英語で実施するようなこととなると。このような形のイメージが文部科学省のほうから示されたところでございます。詳細につきましては、今後、明確化されると聞いております。

玉城町教育委員会としましては、先ほど議員のお話もあったとおり、グローバルな人材育成を展開し、世界に羽ばたく子どもたちを輩出いたしたく、この英語への取り組みを積極的に推進をすることを考えてございます。

このようなことから、教育委員会といたしましては、平成32年からの全面実施であります。早期に取り組む必要性があるということ判断し、平成30年度の移行期間、来年度から先行実施をしようとしているところでございます。そのような中、平成29年度にALTを1名増員し、3名体制と、このALTの経過でございますが、以前1名体制であったものを、26年度の段階で、プラス1名、そして今回、29年度の段階で1名プラスということで、3名体制でございます。

このALTの3名体制の各学校での授業体制でございますが、2名が小学校を巡回、1名が中学校に授業中配置、小学校では2名のALTが、週1回、有田・下外城田につきましては、週1回。田丸・外城田につきましては、1.5から1.6という配分の中で、同日に2人のALTが各学校に出向くことといたしております。

そして、低学年と高学年に担当をわけ、それぞれの学年に応じた指導を行っている現状でございます。1日の学校でのALTの活動状況でございますが、今、申し上げた時間に伴います授業がメインでございますが、課外授業、給食の時間、またイングリッシュルームでのふれあい、各学校の英語担当教員と担任と授業に関します調整を図りながら、進め

ておるといところでございます。

中学校におきましては、ALTを常駐をさせることによりまして、全学年の授業に入る体制が整備されました、ということで、ネイティブスピーカーから直接的な英語を学習する機会を増やしたと。またジェットといいます、ジェットプログラム、外国語青年招致事業の中での、今、玉城町3名の中の1名が、ALTでございますが、ALTにつきましては、夏休み、春休み等々につきましては、各保育所にも出向くような形で、配置をいたしておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） 縷々丁寧に説明いただきました。この2名が小学校、そして中学校1名がずっとということでございますけれども、中学校は英語という教科がございますから、英語の時間になるのかなと思いますけれども、小学校はどういった時間に英語学習の時間を設けているんですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 小学校につきましては、今現在、平成26年度から県の指定を受けまして、英語コミュニケーション力向上事業という形で、既に外国語活動を、その部分を小学校の段階、1、2年生で月1回程度、3、4年生以上が週1回程度、実施をいただいておりますので、今、申し上げました、聞く・話すという部分の英語活動の部分で、既に入ってもらっておるとい状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 12番 風口尚君。

○12番（風口 尚） 小学校では先ほどもいいました、英語教員専門の先生おみえやないですけどもね、中学校には英語の専門の先生がおみえですけども、ALTと英語の教師との役割分担、中学校ですけどもね、どういう役割分担で、学習指導をなさっているんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 中学校におきます英語授業の立て方でございますが、まず担当の英語教諭のほうが、指導計画というものも立てます。その中でALTと事前に打合せをし、臨んでおる現状でございます。

そして、なるべくALTと生徒が直接会話をする場面を、多く設定することによりまして、ネイティブスピーカーからの生の英語に触れるよう、従業の展開をいたしておるといことで、基本的には英語の教諭のほうが、指導計画をしっかり立て、事前にALTと調整を図りながら進めておるといことでございます。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） わかりました。本町でも大変英語教育に熱心に取り組んでおられます。この6月5日でしたか、ちょっと日が間違っておったらご指摘願いたいと思いますけれども、皇學館大学の准教授と英語教育推進アドバイザーを委嘱したと、私は新聞でした見てないんですけども、ちょっとこのことについて、通告にはございませんけれども、議長よろしいですか。

○議長（中瀬 信之） はい、どうぞ。

○12番（風口 尚） この先生の立つ位置ですね、この先生も教壇に立たれるのか、あるいはまた委嘱期間を合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○**教育長（田間 宏紀）** 6月5日に皇學館大学の准教授のほうに、英語推進のアドバイザーを就任を、委嘱状を送付し、委嘱したところでございます。これにつきましては、玉城町でこの英語を進めていくにあたりまして、各学校の英語担当教員、そしてまた中学校からも英語教諭のほうが入りまして、英語推進部会というのを設置をさせていただいております。

この推進部会のほうを、年間3回から4回程度開催をする予定に考えております。そういう中での指導、また助言、そして各学校での取り組み、公開授業ということで、12月から1月に実施をするようにいたしております。そこでの最終的には授業を見ていただいたの支援なんかも、先生のほうにお願いをいたしておるところでございますし、また、この英語の部分につきましては、教材等も今後、文部科学省から出されるように聞いておりますので、そちらとの調整をしながら、早い段階で玉城町にあった英語教育の教材研究なんかもやっていきたいと。

さらに先生方、小学校になりますと、担任が各学年をもっていかないけないということもございまして、各先生方への研修をどのような形で、どういように進めていくのかというようなことに関しましても、アドバイザーのほうからご助言をいただくような考え方でございます。

すいません。期間でございます。今、文部科学省の次期学習指導要領が32年から全面実施ということでございまして、32年の基本的には5月まで期間をお願いいたしておるところでございます。以降につきましては、全面実施、実際、入っていく中でも、順次その以降も留任できるような形で、お願いできればなという考え方を持っております。以上です。

○**議長（中瀬 信之）** 風口尚君。

○**12番（風口 尚）** このことについてはわかりました。何度も申し上げますけども、2020年から小3からが必修で、5年生から教科化ということになりますと、教科化になりますと通信表をつけなければいけませんね。今までと違って、そうしますと、専門的な英語の先生が小学校にも、当選必要になってくるわけでありまして。

この辺りの課題、これからの取り組みをお聞きしたいと思います。

○**議長（中瀬 信之）** 教育長 田間宏紀君。

○**教育長（田間 宏紀）** 玉城町におきましては、先ほどにもちょっと触れさせていただいたように、26年度から3カ年、県の指定を受けまして、4小学校が既に英語活動に組み込みをさせていただいておるということで、これにつきましては、英語コミュニケーション能力の素地を養うという部分が目的でございました。

1、2年生については、月1回程度、ゲームのようなフォニックスプログラムというようなものを使って、英語に親しむ。そしてまた、3年生以上につきましては、ハイフレンズという文科省の指導書、そして、またフォニックスプログラムでLEGOブロックといったものを活用いたしまして、英会話的な部分と、この3つを中心に活動を行っておるところでございます。

次期学習指導要領につきまして、先にも触れさせていただきましたし、また議員のほうからお話のあったようなことで、教科化ということと、もう1つ大きくは他の時間の授業時間数といえますか、それは変わりません。ですので、小学校3年生から、丸っと35時間増える、5年生、6年生につきましても、35時間が丸っと授業時間数が増えるということで、大きくはこの増えた時間数を、どのような形で授業の中へ転換するんだというこ

とが、一番大きな課題ではないかと。

先日も文科省のほうから、やはり各全国の学校のほうからも、そういう授業時間の拡大について、どのようにするんだということで、非常に不安があり、先日の文科省の新聞報道の中でもあったんですけど、総合学習の時間を15時間、英語でその部分を喰ってもいいよという移行期間に関します、特別措置的なものも出ております。

玉城において、じゃあどうしていくんだということで、玉城におきましては、この増えた部分を短時間学習、やはり英語に関しましては、やっぱり反復練習というんですか、常に聞くということが大事であると、使うということが大事であるということから、俗にモジュールという、朝の読書の時間とか集会の時間を、例えばそこで10分、15分、それを3回、15分を週3回すれば45時間の1つの単位になるということもございますので、そういう玉城町としてはモジュールという、短い時間を組み合わせることによって、時間数を確保できないかということで、その取り組みを今、始めたところでございます。

これにつきましても、各学校での取り組み、またそれを検証しながら、2学期にどのような形であるかということも含めて、先生のアドバイスをいただきながら、やっていくという考え方をいたしております。

○議長(中瀬 信之) 風口尚君。

○12番(風口 尚) その取り組みだいたいわかりましたけれども、何かで読んだんですけども、子どもたちが英語の塾へ行っている子がいますから、先生ちょっと発音違うよと言われたとあって、先生がちょっと悩んでおったような、そんな何かで読みました。専門の英語の先生じゃありませんから、そういうようなことも、これからは出てくるんじゃないかということで、私お聞きしたかったのは、そういった専門の先生の確保というか、そういうことが、これから小学校でも必要になってきますよね。

教科化になって、通信表をつけないけませんから、その辺のまだちょっと時期的には早いかもわかりませんが、何かそういったお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 教育長 田間宏紀君。

○教育長(田間 宏紀) まず教科化ということでございます。今の中学校の英語のような状況のが、5、6年生におりてくるのかどうか、まだこれからでございます。そして、英語の今やっておる3、4年生の活動もそうなんですけども、活動ということなので、通知表のできる、できないだけの部分ではない、いろんな取り組みの中での教科化ということ聞いております。

それと、もう1つ今、議員仰せの全ての小学校の教職員が対応していかなければならないということで、玉城につきましては、今、申し上げたように、26年度からいろんな取り組みをさせていただいておるとのこと、それで各学校の先生方、研修も含めてやっていると。この研修もさらに深めながら、回数を増やし取り組む考え方をしておりますし、また先日、県教委との話の中では、今年から小学校の教員の採用につきましても、中学校でいう英語を持っておる担任枠というんですかね、そういう枠も設けながら、採用を県のほうでやっていこうという流れでございます。

以上です。

○議長(中瀬 信之) 風口尚君。

○12番(風口 尚) わかりました。韓国ではもう早くから、1997年から英語の教育に取り組んでおられまして、英語の先進国といわれておられて、日本は後進国でございませ

て、しかし、国のほうも大変韓国を意識しているのかどうか知りませんが、英語教育に力を入れてきたという感じをしております。

低年齢層への英語ブームということで、大変かと思えますけども、より充実したこと、教育の方向性を期待したいと思ひまして、これでこの1番目の質問は終わりたいと思ひます。

2番目ですけども、小中学校教諭の学校内勤務時間についてということで、文科省が学校内勤務時間が週60時間以上の教諭が、小学校で33.5%、中学校で57.7%にのぼるとする、2016年度の公立校教員の勤務実態調査結果を公表いたしました。過労死ラインが概ね月80時間超だとそうでありまして、それを上回っているのが、今、申しあげました割合であります。その結果を見て、文科省も中教審に働き方改革の検討を求める方針を示しました。

そこで、小中学校教諭が10年前より、さらに厳しい労働環境におかれている現状を踏まえて、玉城町の小中学校の教諭の1週間あたりの平均学校内勤務時間について、また一番最長の方は何時間ぐらいだったのか、わかればお聞きしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 教育長 田間宏紀君。

○教育長(田間 宏紀) 平成28年度の月平均時間外を、実績のほうを把握し、週あたりの時間外の数値と推計いたしまして、週あたりの勤務時間が38.75時間になりますので、それを加算した方法によりまして、1週間あたりの学校内勤務時間というものを推計をさせていただきました。

小学校の場合でいきますと、平均で45時間51分、そしてまた中学校の場合でいきますと、53時間36分という状況でございます。また、最長時間でございます、小学校につきましては、最長70時間、そして中学校につきましては、76時間17分という状況でございます。以上です。

○議長(中瀬 信之) 風口尚君。

○12番(風口 尚) 玉城町の数字だいたいわかりました。全国平均よりは低いかと思っておりますけども、私は中学校のほう今はしてないんですけども、評議員をさせてもらっておる時に、ちょうど中学校が荒れている時だったんですけどもね、先生方は非常に時間が長かった。一番長い人では100時間を超えている先生もおみえでございました。当時、会議にいきまして、子どもさんとか、あるいは保護者の皆さんの対応を、遅くまでなされているようなところを、私も目の当たりにして、大変やなと思ったんですけどもね。

今は中学校も安定しておりますから、そういった突出した先生方もおられないのかなというふうに、これで思ったんですけど、76時間の方が一番長いと、これでも長いほうではありますけれども、そんなことを思った次第であります。

そうしますと、この全国平均との比較というのは、だいたいわかりましたけども、近隣の小中学校と比較された場合はどうですか、玉城町はどの辺の位置づけでしょうか。

○議長(中瀬 信之) 教育長 田間宏紀君。

○教育長(田間 宏紀) 今、近隣というお話でございます。先に議員のほうからみえました教職員の実態調査によります、時間数のお話、この調査につきましては、平成28年10月から11月の小学校400校なり、また中学校400校の抽出調査の中で実施されたものでございますので、私が今、お話させていただいた28年度全体の年間の割り戻しての推計とは、若干考え方が違うのかなということもありますので、ご理解を賜わりたいと思ひます。

今、私が申しあげました 28 年度推計方法と同じような形で、県下の数値、ちょっと近隣はなかなか厳しいところがございますので、県下の数値のほうで、推計を出させてもらいますと、小学校のほうで 44 時間 4 分、中学校のほうで 48 時間 55 分ということで、低くなっておるような状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12 番（風口 尚） 県下ということで、ちょっと私の聞き方が悪かったですね。はい、わかりました。だいたいの位置づけというのはわかりました。

それから、勤務時間の増の要因として、授業時間の増とか、あるいは部活動にかける時間の増加というのが、よく新聞なんかにも書かれておまして、そういった要因かなと、私も思っているんですけども、中学校教諭の土日の部活動にかかる時間は、どれほど玉城中学校ではあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今、議員仰せのように、時間外の内容につきましては、さまざまございますが、小学校段階におきましては、やはり保護者対応というのが、時間外しか対応できないということで、ほとんどがそういう時間が、保護者対応の時間になってきておると聞いております。

そしてまた、やはり中学校につきましては、部活動というのものが、大きな要因を占めるということで、平成 28 年度のひと月の土日の部活動の平均時間といたしましては、27 時間 20 分ということで、これは平均値の数値でございますが、そのような形になっております。

○12 番（風口 尚） 土日な。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12 番（風口 尚） この部活動にかかる時間というのは、先進国でも日本はだんとつに多いんですね、見てみますと。ただその内容が、それは顧問を、外部から委託したり、そういったところも当然、そういった国もあろうかと思っておりますので、その国によって違いますので、これは一概に比較できないとは思いますが、日本は少し多いのかなという印象を持っております。

最後になりますけども、勤務時間削減についてということで、なかなか難しいとは思いますが、こういった取り組みというのは、なされっておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 削減の取り組みということで、やはり昨今、長時間労働なり総労働時間の短縮がいわれております。学校現場の労働環境も大きく指摘をされておることから、教職員が心身にわたる健康を維持し、ワークライフバランスを図りながら、養護をもって教育活動を継続するという観点から、県教育委員会また市町の教育委員会も、重要な課題という捉え方をしておまして、県教委、また郡内の教育委員会と歩調を合わせて、総勤務時間の縮減に取り組んでおるところでございます。

現在、検討を進めている段階ではございますが、当町の教育委員会といたしましては、総勤務時間を前年比で 3%削減ということを目標、そしてまた進捗管理仕様ということで、時間外労働時間を前年比で 11%削減、これにつきましては、週 1 時間程度削減すると、このような逆算で換算するようになってくるということでございます。

ですので、基本的には週1時間早めに帰ろうということ。そして、休暇の取得、これに関しましても、前年比で1日多くとろうということを目指しております。そして、また長時間労働の方もみえますので、やはり月80時間を超える職員につきましては、これを減少さそうということ、大きく目標を立てて取り組みをいたしております。

そしてまた学校の統一項目ということでの取り組みもさせていただいております。教員が計画的に業務を行えるよう、週1回の定時退校日というものも設定、そして、会議時間の短縮ということ。また、中学校に関しましては、今も部活動の話もございました。土日含む1週間のうち、これは生徒、部活動の顧問ともに休養する日を、1日はつくるということ。例外といたしまして、これから始まりますけど、県大会とか東海大会、全国大会という試合がこんでくると、なかなかそういうようなことも難しいかと思うんですけど、基本的には、またスポーツ医学的な観点からも、やはり休養日の設定というのは必要とされておりますので、今、申し上げたような形で、基本原則週1回の部活動の休養日を設けようということ。

そしてまた、夏期の休業中、8月10日から16日、そしてまた冬期1月4日、5日につきましては休校日という形で、いろんな研修とか会議も、そこには入れないという取り組みなどもさせていただき、またこの取り組みを、やはりしっかりとPDCAサイクルで回そうということで、安全衛生委員会のほうで検証しながら、推進する体制を今年度このような形で進めるということで、今、教育委員会、また各学校と調整を図っておるところでございます。

○議長(中瀬 信之) 風口尚君。

○12番(風口 尚) わかりました。教員というのは、こういった他業種と比較しても、大変労働時間は突出しているようであります。何かで私もこれを読んだんですけども、教員になることを夢見ておられる人が、今の労働状況を見まして、ちょっと悩んでおると、そのような方もあるようでありました。一般の仕事と違いまして、簡単に勤務時間の削減ということにはいかないと思えますけども、また、ましてや最近は学校任せという風潮が、どうもありますね。そういったことで、先生の負担は増えるばかりかなということ、私も懸念をしているところがございますけども、教師を夢見る、そういった若者の芽を摘まないように、願う次第であります。

それでは、この2番はこれで終わりたいと思います。

3番目でございますけども、子どもの体力向上についてということであります。よく心身ともに逞しくという言葉が、よく使われますけども、心豊かで元気で、そしてバランスよくということかと、私は理解しておりますけども、どこの小学校あたりにお邪魔しても、こういった目標を掲げられておられますけども、そんな最近の子どもを見ていると、体格が非常にいいです。

しかし、一方では体力が低下しているんじゃないかなと、そのことを思います。毎年、入学式、あるいは卒業式に出席をさせてもらっておりますけども、時間内に先生に付き添われて、退出する児童・生徒がおられます。少し最初、私が議員になった頃よりは、なんか多いかと、そんな気がしましたので、こういったテーマをさせてもらったんです。これは体力の問題なのか、精神力の問題なのか、これは定かではありません。ありませんけども、そういうような現実はそのことを思う次第であります。

有田小学校の校長先生が毎月、校長室だよりというのを出されておられまして、私たち



議員もいつもいただくんですけども、その中に体力は生きる原動力と書いてありました。まさに私もその通りだと思います。このことについて、子どもの体力ということについて、町長の所感をお聞かせ願います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 風口議員と同感でございますけれども、私も少し心配をしておりますのが、文科省の体力能力調査というのが、最近出たのを見ましたけれども、30年前と比較して、子どもたちの身長は伸びておりますけれども、いろんなスキップをするとか、あるいは靴の紐をしめるとか、しゃがむとか、そういうところの力が弱まってきておるんだということも聞かせていただいて、やはり1つの昔と違いまして、生活習慣、食習慣、そういうものが影響しておるのではないかなと、こんなふうに思っています。

しかし、一方でいろんなスポーツ少年団をはじめ子どもたちを指導していただいております皆様方のお陰で、いい部分もあるわけでございますけれども、全体として見た場合に、そういうお子さんがちょっと見受けられるということ、危惧を私どももしておるわけでございますもんですから、そういったところをきめ細やかに、どういう対策がとれるのか、学校のほうでも、ご家庭に対していろんな子どもさんの様子の報告をしたり、あるいはもう少し具体的な内容でありますと、小中学校だけではなくて、小さい乳幼児から、就学前から町の包括支援、子育て支援センターのほうからも、いろいろアドバイスをさせていただくと。そういうきめ細かい玉城町としての体制を、今も少しはとっておりますけれども、そういったところをできたら、これだけの小さな町でありますけれども、ご心配のところはマンツーマンで対策を講じていくことも必要ではないかなと、こんなふうに今、思っております。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） 町長のお話わかりました。今までに体力調査をなされたことはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） それぞれの小学校では、毎年5年生を対象といたしました全国体力調査がございます。しかし、玉城町の場合ですと、全児童を対象に実施をいたしておるところでございます。

昨年その全国体力調査の結果でございますが、これは5年生の結果になるわけですが、8種目の競技がございます。その種目別では、全国及び三重県の平均値を上回る種目も半数以上あったわけですが、総合的には全国、また県の平均を下回る結果ということになっております。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） そうですか、体力調査をなされたことがあるんですね。そうですか、ちょっと初めてだったものですから、わかりました。子どもの体力低下の要因というのはいろんなことがあろうかと思えます。もう環境が昔とは違いまして、今はどこへいっても冷暖房の設備がありますし、また、室内でゲームに講じるということも多くなったりとか、外へ出ても危ないとか、いろんなことで車社会ですから、そういったこともありますから、それとまたちょっと危ないようなこともありますから、昔と違いましてね。

ですから、子どもが大きな道を超えていっても、昔は親は平気だったんですけども、今はそんなことをいっておるような時代ではございませんから、なかなか難しいとは思いま

す。でも、子どもにとって、私は一番いいのは、やっぱり外遊びだと思うんですよ。なかなかその遊び場所がないとか、今も申し上げましたように、いろいろと環境が変わってきましたから、難しいのかなと思いますけど、やっぱり外遊び、こういった自然の力を吸収して、健康になると。外気に触れ、日光を浴び、これがこどもの体を丈夫にするのかなと、これが一番手っとり早いと思っているんですね。

そうすることによって、また友だちとの仲も深まる。いろんなことも覚える、遊びも覚える、そんなことが大切かと思えますけども、なかなかそういったことも難しい時代にはなりつつありますので、学校のほうも、あるいは親のほうも、大変かなということはわかっておるんですけどもね。

他にこういった要因というのは、私もそのぐらいしか浮かばないんですけども、何か体力低下についての他に要因があれば、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 先ほど議員仰せのとおり、やはり子どもたちの遊びが、昔のように集団で外遊びするということが少なくなり、テレビを見たり、テレビゲームをするなど室内で過ごす時間が、大変増えてきております。外遊びする時間も場所も少なくなってきたおるといような現状で、それに合わせまして、偏った食事、睡眠不足などが生活習慣の乱れ、そういった生活習慣の乱れが原因であると分析をいたしております。

一方では、スポーツ少年団に加入して、運動時間の豊富な子どもたちもいまして、体力の二極化が現在、現れてきているのではないかと考えております。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） そうですね、そういったことかと思えます。

その次に、私たちが小学生の時に、外城田小学校が寒風まさつというのをやっていたと思うんですけどもね、あれは全国的に有名になったのかどうか、ちょっとその辺は私、子どもでしたのですから、よくわからないんですけども、寒風まさつを外城田小学校がなさっていて、ちょっと有名になったように思うんですけど、間違っていたらご指摘願いたいと思うんですけども、こういうように各小学校で、独自の体力づくりをなさっているところがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 小学校の場合ですと、体力向上に向けまして、冬の期間は業間マラソン、授業と授業の間のマラソン、また縄跳び大会、休み時間の外遊びの奨励等を行って、運動時間の確保をいたしておるところでございます。

また、中学校では全学年が体育の授業前に、グラウンドを3周走るということを継続いたしておりますし、全校生徒の77.1%、その生徒が運動系の部活動にも加入しており、体力向上につながるものと考えております。

それと、私、外城田小学校出身ですが、私も小学校の時、寒風まさつをしておりました。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） そうしますと、その独自に小学校単位で、うちの小学校は、今もいいましたように、寒風まさつじゃないですけど、独自にそんなことに取り組んでおるところってあるんですか。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 先ほど申しました、それぞれの体力向上の取り組みと

というのは、それぞれの学校全てやっておることなんですが、独自にというようなことについては、ちょっと報告を受けておりません。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） わかりました。それでは最後になりますけども、この体力向上ということについて、今後、どういった取り組みをなさっていくのか、今そういったお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 小学校の場合、身体機能の発達の段階からみても、やはり特定の体力を高めるということよりも、その基礎を養う時期ということが考えられると思います。具体的には体を動かすことの楽しさとか、喜びを味わうということ、大事なこととおっしゃるところで、今、先ほどから申し上げました業間マラソンなり、縄跳びという運動の継続、そしてまた今、お話のありましたとおり毎年小学校5年生は、体力調査をさせていただきます。これは個別の個人の調査でございますので、個々の体力のいいところ、弱いところというものを分析をいたしまして、それを授業の体育の中でも、例えばマット運動に取り入れるかと、いろんな取り組みの仕方が、また変わってきますので、そのような形で体力の向上に、指導に役立てていきたいと考えております。

そしてまた、今、議員の仰せの中でも、やはり親の影響というのが、非常に大きいんだなど、外遊びも含めて、そうですね、そのようなことを私も感じておりますので、先日、町のPTAの連絡協議会主催のソフトバレーボール大会がございました。そこで、私の挨拶の中でも、ちょっとこの体力低下というお話を、玉城の場合、低下傾向は全国的にみると、そんなに低くはないんですけど、やはり低下傾向にあるということから、外遊びをしてもらうように、子どもたちに促してほしいとか、やはり親がテレビゲーム、スマホをいじって、ゲームをしている時間があれば、子どもにするなということ、これは難しいところがありますので、親と一緒に外を歩くとか、そういうようなことも体力の低下の止めることにもなるんじゃないかなということをお願いをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 風口尚君。

○12番（風口 尚） 最近なかなか難しい時代になってまいりまして、子どもの声も騒音にとらえられる、とらえる人も、田舎ではないかわかりませんが、あるようにも聞いておまして、段々と申し上げておりますように、時代も変わってきたなと思うわけでございますけども、やはり子どもの声を聞くと、ホッと、遊んでおる声を聞きますと、ホッとする部分が、私なんかは実はございます。いいなと思って、川で何をとっとるのかしらんけども、そういったことをとったりしている子どもたちが、何人おると、すごくいいなと思って見ているようなところがあるんですけども、心豊かでたくましい、そういった玉城っ子に、是非育てていただきたいなと願うばかりでございます。

これからも体力づくり、やはり基本は体力だと思っておりますので、やはり体が丈夫でなければいかん。昔から無事これ名馬という言葉がありますけども、そういった体力づくり、これからも是非取り組んでいただきまして、玉城の、先ほども申し上げましたけども、心豊かな子どもたちになるように願っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、12番 風口尚君は終わりました。

これで町政一般に対する質問を終わります。

ここで10分間、休憩します。

(11時08分 休憩)

(11時18分 再開)

◎日程第3 議案第36号 玉城町空家等対策の推進に関する条例の制定について

○議長(中瀬 信之) 再開します。

これから、提案議案に対する質疑を行います。

日程第3 議案第36号 玉城町空家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題にします。

これから質疑を行います。

10番 坪井信義君。

○10番(坪井 信義) 10番 坪井。条例そのものの内容についてはございませんけれども、議長のお許しをいただきまして、この提案に関する経過の問題について、お聞きをしたいと思います。

この条例については、議員提案というような形で、北川議員から進められておったわけでありまして、また、先日の北川議員の一般質問の中にも、若干それに関する発言があったかと思っておりますけれども、先々週の月曜日に、議員懇談会がございました。

その際、町側から小林副町長と東課長が出席をされて、内容についての協議をいたしたところでございます。その中で、小林副町長はこの条例制定については、来年の3月に提案をしたいという旨の発言があったかと思っております。その発言に対して、私は4月には町長選挙が行われるという背景の中で、3月にそのような条例を提案するのは、いかがなものかということをお願いしました。そんな中で、それから以降で、内部調整をされて、新たに今回この議会において、条例制定ということでの提案がされたわけでございますけれども、わずか1週間もたたないうちに、そのような状況にいたった、その経過について、小林副町長から説明を願いたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 副町長 小林一雄君。

○副町長(小林 一雄) 昨日の一般質問の中でも、町長のほうに質問がされまして、町長のほうが答弁をいたしておりますように、当初ある程度の条例案というのは持っておりますけれども、担当課との調整の中で、もう少し、今年、当初予算で認められました調整等を行って、もう少し細かいところを詰めた上で、条例提案をいたしたいという話があったので、私のほうで、その中でもできるだけ提案をさせていただきたいということで、3月頃にということを答弁をさせていただきましたけれども、その状況等を持ち帰りまして、再度、町長を交えて調整をいたしたところ、ある程度原案ができあがっておりますので、できるだけ早く、この6月には提案をするようにということ、町長のほうから指示を受けましたので、先般の議員懇談会の中で、3月とっておりましたところを、6月というふうに、訂正というのですか、6月に出させてもらいますということをおっしゃっていただきました。

来年3月というのは、先ほど坪井議員のほうに仰せのように、町長選挙を控えておる時期であるので、どうかというお考えもあるわけですが、当然この空家対策につきましては、第5次の総合計画の後期基本計画の中でも、随時進めていくということが、うたわれておりますので、その辺も当然、どのような形になったとしても、これは町として進

めていく事業だということに、私のほうも思っておりますので、そのような発言をさせていただきます。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 坪井信義君。

○10番（坪井 信義） 今、説明いただきましたけど、確かにこの条例の緊急性、必要性というものについては、議員の中でも、十分に理解しております。それが故に、北川議員のほうから、議員提案で提案をしていこうということで、私も賛同者の1人ということで、依頼を受けましたので、そのような状況でまいったわけですけども、今、小林副町長が答弁をされましたけど、町としても、それほどに重要、必要性が感じておるということであれば、もう少し慎重に、町長のほうと協議を進められて、また原課のほうも、それなりの準備をしておるなら、この問題については、再三にわたって、以前から各議員が対策についての質問もされておりますし、また、国のほうの特措法も成立がしたということを受けての条例でございますので、もう少し内部で状況を十分に把握した上で、早いところで、そのような提案ができるよう、体制というのをとっていただきたいと思います。これに対しては答弁、必要ございませんので、以上で質問を終わります。

○議長（中瀬 信之） ほかにありませんか。6番 小林豊君。

○6番（小林 豊） 私もこの内容についてはではないんですが、若干関連するんで、お許しいただきたいと思います。先ほど副町長の答弁の中にもあったんですけど、当初予算で、約200万円でしたか、おいておるわけなんですけど、私はこの当初予算を可決した時に、この1年、29年度をかけていろいろ調査した上で、その実態にあった条例なり規則を定めるもんやと理解して、可決のほうに賛成させてもらたわけなんですけど、まあまあいろいろあって、今回この定例会に条例を制定されることになったんですけど、そうすると、この調査費の活用方法は一体どうなっていくのかなというんが、疑問に残るんですよ。一体どのように活用するのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 調査費の活用方法でございます。当初予算にお認めをいただきました委託費200万円でございますけど、実態調査を行う費用でございます。この実態調査はなんのために行うかといいますと、現状を把握いたしまして、対策を立てる。その先には空き家対策計画、空き家等の対策計画、これを立てていきたいと思っておりますし、その実態調査の結果を基に、利用、活用、そういうところのどういうことが、政策が打てるのか、その基礎資料といたしたいということでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 小林豊君。

○6番（小林 豊） 200万円という調査費ですので、無駄にならんよというたら、無駄になることはないと思うんですけど、先ほど課長が答弁されたように、有意義に使っていただきたいと思っております。以上で終わります。すいません。

○議長（中瀬 信之） ほかにありませんか。3番 竹内正毅君。

○3番（竹内 正毅） 今、東課長から言われましたように、実態調査をした中で、分析をしていくとなると、今、この特別措置法に関わる空き家と、それから、利活用を推進していく活用というのがあると思っております。それを計画書に入れ込んで、わけていくということでいいんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 竹内議員、この条例の制定に関する質問ということで、お願いをいたします。今回、提案をされている空き家等対策の条例に対する質問ということで、お願

いします。竹内正毅君。

○3番(竹内 正毅) この空き家推進に関する条例というのは、これ読んでみますと、特別措置法に関わる処理について、非常に多い。そこで、私は有効活用する条例というものも含まないのか、含んでないのかという質問をしとるわけです。

○議長(中瀬 信之) 建設課長 東博明君。

○建設課長(東 博明) 空き家の利用、活用についての条項は含まれていないかということになります。条例の第10条に空き家等及び空き家と空き地の活用等ということで、所有地、町民、空き家等空き地の活用に推進する事業を含むものに、情報を提供し必要な対策を講じるように努めると掲げております。以上です。

○議長(中瀬 信之) ほかにありませんか。8番 北川雅紀君。

○8番(北川 雅紀) この空家条例、全国で600、700ぐらいがつくっている中で、論点というのが、10個ぐらいあって、重要な論点というのが、3、4項あるんですね。その確認だけさせてもらいます。1個目が、第11条にあるところなんです、その緊急的な措置、瓦が落ちるとか、すごく町の保全に反しておる草がボウボウであるとか、そういうところを町が緊急的に対処して、費用をもらう、結局はその地権者や所有者からというところの第11条なんです、その費用をもらうというところに、根拠があるのかどうか。法的な根拠があって、ここの条例に書いているのかどうかということが、これよく出てくる空家法の中での論点で、それが何の上かということを解決した上で、町としては、こういう方針だということを決めているんですけども、その法的根拠があるのかどうかということと。その上での町の方針が、こうだからこうだということまで第1点。

2点目が、第2条のところなんです、空家等という定義がありますよね。この空家等というところ、この玉城町の文章を見ると、家が建っている空家の敷地というところだけを含んでいる文章なんです、全国では例えばガソリントankがあるだけの宅地とか、木がうっそう茂って、建物はないけれども、空き地とかマンションとか長屋とか、いろんなものを含めているんですね、条例にする時に、そういったものを考慮した上で、玉城町はこの文章でどういう考えがあって、何を空家と定義しているのかということが2点目。

そして、3点目が特定空家等という文言が、第2条の中にあります。特定空き家、その後の立入調査とか、そういうところで特定空き家は立入調査や勧告や、某ができるということが書いてあるんですが、この特定空家等というところに防犯という言葉が入ってないんです。そこも結構かなり全国で、論点になっているところなんです、なぜ防犯という言葉を入れなかったのか。防犯という、そういうことを考慮した上で、防犯という言葉を入れなかったのかということと、その勧告とか命令というところは、その防犯はなぜ対象にならなかったのか。かなり地方自治体では、例えば子どもの通学路の中にあるところで、防犯に関して改善しなければならぬ空き家というのが、いっぱいあって、全国では防犯という言葉を追加しているんですが、なぜ玉城町はしなかったのかということと。

最後に、空家対策計画というのが、第6条にありますね。定めなければいけないというところですね。定めるものとするですね。空き家対策計画というものがあると、町民が国から補助金をおりて家の除去とか、改善ができるというところがあって、玉城町は今つくっていないので、この空き家対策計画というのは、つくらなければならない、それは同じ意見です。これがどういった内容の中身になって、また、誰がつくって、そして、いつつくられるのか。これ早くつくられれば、つくられるだけ、住民の人に恩恵があるわけです。何

故なら住民は国の補助金が活用できるから。だから、そこを詳しくという部分も含めて、今いった4つのところというのが、10個ぐらい論点がある中で、考えた末に答えを出して、その論点をどういう処理したのかということは、これ条例をつくる中で、確かめなければなりませんので、1つずつ説明をお願いします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） まず1点目でございますけど、第11条の緊急安全措置に係ります法的根拠でございますけど、これにつきましては、特措法の中でうたわれておる中で、特措法でいきますと、助言、指導、勧告、命令、それに従わない、できない場合、最終的に各文書、命令等、最終的に送りながら代執行に移っていくという流れがある中で、緊急の措置につきましては、実際、明確化されておりませんので、これにつきましては、行政代執行法の規定を運用というのですか、比較解釈をいたしまして、ある程度の期限を設けて完了する見込みがない時は、行政代執行法の定めるところにより、直接または第三者をもって、これをできるということになっています。

緊急性というところの話でございますけど、実際この特措法では、ここまでの手続きを踏んでいかないと、執行することができないという中で、条例でこちらのほうを定めて、緊急的な措置につきましては、この条例をもってやらせていただきたいということでございます。

あと、次に2条でございますけど、定義でございますけど、空き家等の定義でございます。これにつきましては、倒壊の恐れのあるとか、こちらで、そのまま放置すれば倒壊もしくは保安上危険となる恐れがある状態もしくは衛生上有害となる恐れがある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全に関わるために放置することが不適切である状態であると認める空き家、これの範囲でございます。先ほど議員おっしゃられた構造物とか、そういうものが含んでいないかということでございますけど、今この条例につきましては、特定空き家、またそれに付随する宅地ということで、特に構造物につきましては、危険安全措置、そういうところの措置は、この条例でとれるかと思っておりますけど、取り壊しとか、その辺のことにつきましては、含んでいないということでありまして、また、この条例に定めてない場合、規則への委任というところがございまして、規則のほうで、そういうことはうたわせていただければと思います。

あと3つ目でございますけど、特定空き家、この辺の条項の中に、防犯がなぜ入っていないのかというところでございます。いろんな事例、他の市町の制定状態をみさせていただいた中で、防犯の部分ということで、今回、目的の中には、防犯という条項を入れさせていただいておりますし、13条に関係機関との関連ということで、所轄する警察署、その他関係機関との必要な措置において協議し、協力を要請することができるという中で、これは警察その他のところの関連の中で、防犯的なことをこの辺で、警察との協議の中で、やっつけようということでございます。

4番目、6条の空き家対策計画につきましてはでございます。この条例の中では、特にほうたつてございませぬのですが、空き家等対策の具体的な方向性でありますとか、視点あるいは推進の体制を盛り込んでいきたいと思っております。中身につきましては、そういうことを盛り込んでいきたいと思っておりますが、あと誰がということになりますけど、これにつきましては、協議会を組織するとうたつてございまして、対策の協議会の方で、

こちらの方の計画を協議いただいた中で、流れといたしましては、この30年度にこの対策計画を立てられればというふうに、私の方は考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 1つ目のなんですけども、緊急事態に対応するやつ、それは代執行法は使う時であれば、勧告とか命令とか、そういうものは手順を踏んでいかないと、代執行法というのは適用できないわけです。そやけれども、緊急的にやる、これはどうなんかというので、これはもう空き家の本を読めば書いてあるんですよ、答えは。今いった答弁は、僕がいろいろな自治体、この緊急措置を使っておる自治体とか、担当の人とか、法律の人とかに聞いた中では、今、役場が言った答弁は間違っていると思うんですけど、本当に精査をして、今、行き当たりばったりでいったんじゃないかと、本当に精査して、これがどういう対応でどうなるかということ、本当にやったかどうかということ、まず1点聞くのと。

この空家対策のこの条例って、人の財産というものに介入するわけですね、公が。私有の財産というのは、原則としてはその人が自己管理しやないかんというのが、憲法上でも書いてあるようなことですので、そこに介入するということは、定義が曖昧やと、すごくだめなんです。それはもう600、700自治会があつて、それは議論が積み重なってきて、そういう結果になってきて、定義が曖昧やとだめなんで、そういうことが確定しておかないかんということなんですけれども、さっき課長の答弁は、すごく曖昧です。

目的の第1条でこれが書いてあるから、第2条のところで書いてなくてもいいというのは、法律上の条文解釈というのが大事ですので、そういう時にこっちも解釈できる、こっちにも解釈できるという法律もありますよ。でもこれは財産権が関わってくるすごい大事なことなんで、明確に決めておかなあかんというのがあつて、

そういった中で、特定空き家等に防犯って書いてないじゃないですか。条例の第1条の目的の中には防犯ということも、考慮していくということは書いてあるけれども、第2条の特定空き家とはどういったものかという言葉が指した時に、防犯という言葉はないと。そういう中で、特定空き家というものしか立入調査とか、できないというのが、後に書いてあるんで、当然のごとく特定空き家等という第2条の2の中に書いてある言葉の中でしかできないわけですよ。

といった中で、今、課長は防犯というものは、書いてないけれども、第1条が運用できるといえは、それはもう全部運用できますよ、はっきり言って。財産権に関することやのに、解釈上のことで運用できますと。それはそういう条例じゃないです。はっきりいまして、ということで、なんていうか、2、3年前から議員がいっぱい質問してきたわけですよ。12月の一般質問で質問した時に、空家対策条例は来年度出すと言われて、でも出なかった。そんなこともあるのかなと思って、それはそれで予算を認めましたけれども、でも調べていく中で、条例というものがつくってから、いろんなことが始まってかないかん。町民に補助がおける制度もあるから、条例をつくって、こういうことを規定してかないかんといって、条例をつくる行動を議員の有志でしたと。町にどうですかと話して、1カ月ぐらい時間があつた中で、来年度しますと、全員懇談会の中で言われて、じゃあ議員の中でやっぺいこうかと進めたら、2日後にやりますと言われた。

それは僕の中で、ちょっと信用はなくなりましたが、そういうこともあるかなと思って、信用したわけです。それで、結果、いい条文が行政から出たらいいかなと思って、一般質



問、本会議でもスカされて、懇談会の中でも通常ではありえへん答弁をされて、それが現実となって、でも結果が良ければいいかなと思って、結果を見ました、聞きました、今。でも結果もなんか、ちょっとはっきりいって、詰めが甘いというか、準備が出来たから出すと言いましたけども、全然準備ができていません。

何を信じたらいいいのか、スカされ、スカされ、スカされで、3回、1つの条例でスカされると、何を信じていいのか、こっちもこういったから行動して、こういったからこう行動してって、お互い積み重ねていって、そこは真摯な対応であり、真実でないにだめやと思うんですけど、はっきりいって答弁、間違っていますよ。大丈夫ですか、詰めたんですか。1項目にいった法的根拠はあるんかないんか、その答えと、その定義を曖昧にしているのかどうかということはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） まず緊急措置につきましてでございますけど、これにつきましても、いろんな市町の条例、これらをかなり参考にさせていただいた中での、こういう表現ということでございます。

あと定義でございますけど、防犯につきましては、先ほども申し上げましたけど、目的の中でうたっておりますし、また、13条での各機関との関連の中で、警察署等の協力要請、これらで防犯ということで、包括できるのではないかとということで、あげさせていただいておる次第です。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） もう3回の質問しかないんで、内容的なことは委員会で、詳細な審議をする目的で、委員会をしますんで、しますが、法的根拠、これはないんです。どこに聞いても、法律家に聞いても、どの自治体に聞いても、自治体が運用して調べたところは無いと聞いていました。だから、たぶん調べてないだけやと思うんです。無いんです、無いけれども、無いということを理解した上で、そういう緊急事態には、町費を使ってでもやるという決断を、町がしたり、議員側が認識して、それで条例になってやるんです。結局は改修できないかもしれないですけども、改修できたらいいんですけども、そういうところまで、議論を詰めていかないかんですけど、今、準備できたから出したと言ったんですけど、全然、準備できてないですね。

だってもう1カ月あったんですから、出してから、ということはもう課長に聞いておっても、仕方ないんで、町長どうですか、あの定義も曖昧にしたらあきません。これ財産に関する事なんで、この書いてあるとおり特定空き家というものは、玉城町では防犯は入らないという方向でいくしかないんですよ、これは。1の目的で書いてあるからいいというわけじゃない、そこら辺はどうですか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 第1条の特定空き家の中に、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険、保安というのは防犯を含むんですよ。社会通年上、防犯なんですよ。過大解釈なんですよ。これはもう1いろんな議論を言われるけども、全て上位計画、空き家の特措法があるわけですから、その規定の中で、こういう条例をつくって、そして、町として真摯に、その個人の建物を規制するという形になりますけども、1つひとつその理解を求めながら、あるいは1つひとつ活用していただいて、景観を保持すること。これが趣旨なんですよ。

これを1文1句いろんなことで、これは違いますよ。伊勢市と名張と違う、あるいは他のところと違うと、それぞれ皆、違いますよ。そやけども、まずは玉城なりのものを考えてつくっておるわけです。これで動いていこうとしとるわけや。それをいろいろ、いろいろああでもない、こうでもないというたって、前へ進んでいけへんわけや。

そやで、玉城はこの法律は27年に施行される前から、25年からこれは重大事項やでというんで、区長さんに皆お願いして、いち早く調査を実態調査をしとるわけです。そういうことで、真面目に動いていこうとしとるわけ。これは弁護士でも解釈が違いますよ、いろいろな一々理屈こねてきたら。

一つひとつ一番ポイントは何かというと、周りの人が迷惑かかったりするんが、一番いかんということですからね。だから行政代執行をする、そやけどそれは改修できないということも、これは当然ありますよ、最終的には。そういうことを一つひとつ法、条例に基づいて積み上げて、最終的に判断をして、そして、措置をしていこうと、こういうことなんですからね、そういう大枠のところは、また、詰めていかならん部分も、これは法律や条例でも一部改正して、さらに精度を高めていくということは、順次してかならんわけでありませうけれども、町として、こういう姿勢を示して、取り組んでいこうということについては、皆さんご理解いただけるもんやと思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 詳細については、委員会で詰めていただくということで、お願いをします。

○8番（北川 雅紀） 今の発言について、間違っている部分があったので。

○議長（中瀬 信之） それはどういうことでしょうかね。

○8番（北川 雅紀） 特措法、特定空き家等という定義は。

○議長（中瀬 信之） 暫時、休憩します。

(11時48分 休憩)

(11時53分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

建設課長 東博明君。

○建設課長（東 博明） 先ほどの特別措置につきましての対応でございますけど、上位に法的な根拠というの、ありませんもんですから、この町条例のほうで判断、措置のほうをとっていくということでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中瀬 信之） 質疑なしと認めます。

これで本案に対する質疑を終わります。

◎日程第4 議案第37号 玉城町国民健康保険条例の一部を改正する条例改正について

○議長（中瀬 信之） 次に、日程第4 議案第37号 玉城町国民健康保険条例の一部を改正する条例改正についてを議題にします。

これから質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（中瀬 信之） 質疑なしと認めます。

これで本案に対する質疑を終わります。

◎日程第5 議案第38号 平成29年度玉城町一般会計補正予算（第1号）

◎日程第8 議案第41号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（中瀬 信之） 次に、日程第5 議案第38号 平成29年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし日程第8 議案第41号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

これから質疑を行います。各議案の質疑については、後刻、予算決算常任委員会において、詳細な審査をいただくこととしておりますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中瀬 信之） 異議なしと認めます。

したがって、質疑は一括上程されました、議案第38号乃至議案第41号について、町長の提案理由の説明範囲を対象に行います。

これから質疑を行います。

発言を許します。

9番 北守君。

○委員（北 守） 町長の説明提案の中で、ページ1 ページの12行目の歳入でいいますと、21款、諸収入、2項、受託事業収入、4教育費受託事業収入の文化財調査収入、これの5,899万円計上しております。それから、歳出にわたっては、10款・教育費の3目・文化財費の埋蔵文化財発掘調査委託料なんですけど、これに関連して、ちょっと質問をさせていただきたいのですが、大仏山の開発ということで、文化財の調査が必要だということで、以前にも説明を受けたところなんです。

それで、今回、事業者から5,899万円の受託事業ということですが、受けた経緯については、既に1回、説明していただいておりますので、また詳しいことは委員会等で聞かせてもらおうとしまして、本来は受託事業という考え方からいきますと、県や国から受託委任を受けてする事業とか、団体とかで受けてする事業、これについてはやっぱり受任ということで、受任事業というのか、受託事業ということで、私は思っておるわけなんですけども、今回は業者さんのほうから、ある特定の業者さんのほうから、文化財の発掘をしたいという、発掘じゃなしに、大仏山を開発したいということで、その中で文化財が含まれておるということで、なったんですけど、この中で例えば受任を受ける場合、やっぱり一業者さんから受けるということは、契約書とか確認書などで、この事業の調査について、何らか書面で交わされたものがあつたのかどうかということと。

それから、事業は業者の責任で行うと思う、行うべきやと思うんですが、町は本来、文化財の監督管理だけでいいんじゃないかと、こういうふうに思いますので、そういう点のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 埋蔵文化財の発掘調査、この委託また受け入れについてのご質問でございます。まず、この経費でございますが、文化財保護法第99条で、発掘に関し事業者に対し協力を求めることができるというような規定がございます。したが

まして、この規定に基づき、発掘の計画されておる業者からは、費用を受け、また町のほうで、それを委託として調査をするという手法をとらせていただくように考えております。

なお県につきましても、同様の手法で調査を実施しているということを聞いております。また、契約書の有無ということでございますが、今回、これが予算措置されましたら、まず委託のほうをうちが入札をかけます、それに見合う費用について、事業者の方と契約を結ぶというようなことを考えております。

○議長（中瀬 信之） 北守君。

○委員会（北 守） 入札をかけて、それから、事業者と契約を結ぶ、これだけの額をしろやということで、契約を結んでいただくんやないかと思っておりますので、これは理解させてもらいました。

それから発掘調査うまく進んでいけばいいんですけど、だいたい往々にして、いろんな細かい作業が入ってくると思うんです。本当にスコップで掘る、そんな作業やなしに、もう本当に細かい作業が入ってくるのやないかと思っておりますので、追加とか、何か不測の事態がやっぱり生じるんやないかと、こういうふうに思うわけなんですか、何が起こるかわからんというのが、この世の中ですので、当然、これは業者に請求するもんやと、こういうふうに思っていますけども、この場合、出来高の管理とか指導は、やっぱり教育委員会のほうでしていただけるのかどうかということと。

それから、ちょっとこれは私も勉強不足で申し訳ないんですが、5,000万円を超えますと、いわゆる議会の議決が必要やないかと、こういうふうに思うんです。それで委託料ですので、ちょっと疑問、クエッションでしたんですけども、こちら辺は、もし5,000万円を超えた場合、契約いわゆる委託料を超えた場合は、そういう議会に諮っていただけるのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） まず、この作業の手順でございますが、現在この調査の専門でみえる方、その方には、町のほうで費用を支払いまして、現場の確認をいたしております。合わせまして、町の職員もそこへ同行しておるといった状況です。

それで、調査員といたしまして、調査補助員という、これはもう委託する業者になるのですが、2名の方の調査補助員、またその下に作業を實際される方、この方が12名ほどというようなことを考えています。これが1班編成になるわけですが、それを3班編成で工事をいたしたいと、工事というか調査をいたしたいと考えておりまして、したがって、今、単純に申し上げますと、調査補助員が3班編成ですので、6名。また作業員が36名というような大勢な調査で、8月から11月末までを一応予定をしておるところです。

そこで、今、申し上げました調査員が、それだけ調査員また作業員ですな、それだけ準備ができるかどうかという、それは委託業者それぞれあるんですが、それだけの準備ができないということがございましたら、調査範囲を2つに分けて調査をすることも必要ではないかなということが考えられます。現在、まだどこにも指名なり、何なりということはやっていないんですが、県内の業者で、このような業務が受けれるかどうかというのを、今、調査をいたしておるところでございます。

先ほど申しました、委託費用につきましては、当然、増減の変更が生じてきます。その金額に合わせまして、開発業者のほうから、また変更をして、その費用を受け入れるというようなことを考えております。

○議長（中瀬 信之） 続いて、教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 5,000円の基準といいますと、工事の請負ということが5,000万円の基準となっております。今回、委託ということですので、それには該当しないのではないかと考えております。

○議長（中瀬 信之） ほかにありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（中瀬 信之） 質疑なしと認めます。

これで、一括上程されました、議案第38号乃至議案第41号についての質疑を終わります。

○議長（中瀬 信之） 暫時、休憩します。

(12時03分 休憩)

(委員会付託表配布)

(12時05分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

お諮りします。

本日、質疑の終了しました、議案第36号 玉城町空家等対策の推進に関する条例の制定について、ないし議案第41号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）の各議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会並びに予算決算常任委員会に審査付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中瀬 信之） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 玉城町空家等対策の推進に関する条例の制定について、ないし議案第41号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）の各議案につきましては、議案付託表のとおり総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会並びに予算決算常任委員会に審査付託することに決定しました。

お諮りします。

6月13日及び6月14日の2日間、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中瀬 信之） 異議なしと認めます。

したがって、6月13日及び6月14日の2日間、休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

来る6月15日は午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決、追加議案の上程を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(12時07分 散会)